旭川医科大学病院臨床病理検討会要項の一部を改正する要項

旭川医科大学病院臨床病理検討会要項(平成16年4月1日病院長裁定)の一部について,下表右欄(「現行」欄)を同表左欄(「改正後」欄)のように改正する。
※下線部分は、改正箇所を示す。

| | <u> </u> |
|---|---|
| 改正後 | 現行 |
| (略) | (略) |
| (構成) | (構成) |
| 第5 CPC委員会は、次に掲げる講座又は診療科等の担当者をもって | 第5 CPC委員会は、次に掲げる講座又は診療科等の担当者をもって |
| 構成する。 (1)~(9) (略) | 構成する。 (1) ~(9) (略) |
| (10) 外科(血管・呼吸・腫瘍,心臓大血管,肝胆膵・移植 <u>・</u> 消化 管)のうちから 2 人 | (10) 外科(血管・呼吸・腫瘍,心臓大血管,肝胆膵・移植 <u>,</u> 消化 管)のうちから 2 人 |
| (11)~(28) (略) | (11)~(28) (略) |
| (略) | (略) |
| 附 <u>則</u> この要項は,令和7年11月13日から施行し,令和7年11月1日から適 用する。 | |
| 【改正理由】 外科学講座の改組に伴い,所要の改正を行うものである。 | |